

2013年11月5日

放送倫理・番組向上機構
放送と人権等権利に関する委員会御中

株式会社フジテレビジョン



「放送と人権等権利に関する委員会決定第50号」に対する対応と取り組み

2012年7月5日・6日放送の当社番組「スーパーニュース」における「大津いじめ報道」について、放送と人権等権利に関する委員会は、2013年8月9日、「本件放送は人権への適切な配慮を欠き、放送倫理上問題がある」との見解を示しました。以下、決定を受けての当社の対応と取り組みについてご報告いたします。

1、委員会決定後の対応

委員会決定を受けて、当社は2013年8月9日夕方の「FNNスーパーニュース内」で、見解の趣旨を放送すると同時に、「決定を真摯に受け止め、再発防止に努めて参ります」との当社コメントをアナウンサーが述べました。また、9日夜の「LIVE2013 ニュース JAPAN」、翌10日朝の「新・週刊フジテレビ批評」、「めざましどようび」でも同様に、見解の趣旨と当社コメントを放送しました。

2、社内での報告と周知

当該番組である「スーパーニュース」では、決定を受けた当日の番組放送終了後、チーフプロデューサーからスタッフ全員に対し、決定の趣旨と内容を報告しました。報道局全体においても、局内各部のデスクや記者、番組プロデューサーやディレクターが出席する会議で、編集長から決定の趣旨と内容を説明した上で、問題となった放送直後から実行されている再発防止策の徹底を呼びかけました。9月11日には、当社番組審議会において、報道担当役員が決定の趣旨と内容、再発防止に向けた取り組みについて説明しました。

10月8日には、放送と人権等権利に関する委員会の三宅弘委員長、奥武則委員長代行、大石芳野委員を当社にお招きし、当社の制作現場などから約70

人が参加する「事例研究会」を開きました。三宅委員長から、今回の「見解」に至る経緯について解説して頂いた上で、「人権意識」に関する番組制作上の留意点などについて話し合いました。

3、再発防止に向けた取り組みについて

本件は、通常のテレビ視聴では判読できない少年の氏名を、第三者が静止画像としてインターネット上に掲載したことによって問題化しました。貴委員会は「フジテレビに静止画像によるプライバシー侵害の責任は問えない」とした上で、「録画機能の高度化やインターネット上に静止画像がアップロードされるといった新しいメディア状況を考慮したとき、静止画像にすれば氏名が判読できる映像を放送した点で、本件放送は人権への適切な配慮を欠き、放送倫理上問題がある」との見解を示しました。決定の中では、こうしたメディア状況に対応するためには「新しい想像力」が必要である旨が指摘されています。

報道局では、問題となった「スーパーニュース」での放送の後から、「個人情報などが含まれる資料には危機管理シートを付与すること」や、「個人情報が含まれる資料を接写する際には、原則として当該部分を切り抜いてから撮影すること」などを新たに決めました。また、番組内に「危機管理責任者」を新設して、取材・編集時のチェック体制を強化するなど、具体的かつ複合的な再発防止策を作成して運用しております。今年9月には、報道局全体での会議の場で、これらの再発防止策の徹底を改めて周知するとともに、間違いなく運用されているかを検証しました。

貴委員会ご指摘の通り、インターネットの進化などメディア状況は著しい変化を続けています。これらの再発防止策が必要十分であるかどうか、報道局では常に「新たな想像力」をもって継続的に運用し、今後も定期的に検証・協議することを再確認しております。

また本件は、少年法の趣旨に即して特段の配慮が求められる少年の個人情報に関するものでした。当社では、社員や関係スタッフの人権意識を高める為、9月30日に、「にんげん出版」代表の小林健治氏を当社に招き「報道人に必要な人権意識」について勉強会を開きました。報道局や情報制作局を中心に約120人が参加し、放送上守られるべき人権と、個人情報の保護などについて意見交換を行いました。11月27日にはコンプライアンスセミナーとして、近畿大学の北口末広先生をお招きして、「放送と人権」についての講演をしていただく予定です。

今後は、貴委員会の決定を真摯に受け止め、再発防止策の運用を徹底するこ

とはもとより、高い人権意識を持って取材・放送にあたってまいります。

以上、今回の委員会決定を受けての当社の対応と取り組みについて、ご報告いたします。